

静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号。）、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱（平成20年静岡県告示第653号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、要綱の詳細及び従業者等研修の実施に係る事務処理に必要な事項について定めるものとする。

(申請手続)

第2条 要綱第4条に定める添付書類は次の各号に定める様式により提出するものとする。ただし、各号の様式と同等の記載がされたものであれば各号の様式に代えることができるものとする。

- (1) 第2項第1号に規定する実施する従業者等研修の課程のカリキュラムにあつては、様式第1号
- (2) 第2項第3号に規定する従業者等研修日程表にあつては、様式第2号
- (3) 第2項第4号に規定する講義及び演習を行う講師の一覧にあつては、様式第3号
- (4) 第2項第5号に規定する講師就任承諾書にあつては、様式第4号
- (5) 第2項第6号に規定する実習を行う指導者の一覧にあつては、様式第5号
- (6) 第2項第9号に規定する講義及び演習を行う施設の利用計画書にあつては、様式第6号
- (7) 第2項第10号に規定する実習を行う施設の利用計画書にあつては、様式第7号
- (8) 第2項第11号に規定する実習を行う施設の利用承諾書にあつては、様式第8号
- (9) 第2項第14号に規定する財産目録、貸借対照表その他の資産状況を明らかにする書類にあつては、様式第9号
- (10) 第2項第15号に規定する申請者の申請年度及び次年度の収支の見込を明らかにする書類にあつては、様式第10号
- (11) 第2項第16号に規定する研修事業に係る収支の見込を明らかにする書類にあつては、様式第11号
- (12) 第3項第1号に規定する添削指導の日程表にあつては、様式第12号

(許可手続)

第3条 要綱第5条に定める知事の指定を行ったときは居宅介護職員初任者研修等事業者指定書（様式第13号）を交付するものとする。

- 2 知事は、申請者が要綱に定める要件を満たさないものと認めたときは、相当の期間を定めて申請の補正を求めるものとする。
- 3 知事は、申請者が前項の補正をしない意思を表明したとき、又は期間内に補正がなされないものと認めた場合は、居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請却下通知書（様式第14号）により理由を付して申請者あてに却下の通知をするものとする。

(事業計画の変更承認)

第4条 要綱第8条に定める事業計画変更の承認を行ったときは事業計画変更承認書（様式第15号）を交付するものとする。

2 知事は、申請者が要綱に定める要件を満たさないものと認めたときは、相当の期間を定めて変更申請の補正を求めるものとする。

3 知事は、申請者が前項の補正をしない意思を表明したとき、又は期間内に補正がなされないものと認めた場合は、事業計画変更申請不承認通知書（様式第16号）により理由を付して申請者あてに却下の通知をするものとする。

(研修課程の内容及び研修講師の取扱い)

第5条 要綱別表第1の10で定めている従業者等研修の課程の内容、14で定めている研修講師の取扱い及び15で定めている実習指導者は別表1及び別表2に定めるとおりとする。なお障害当事者の意見やニーズが研修課程に反映できるよう、研修課程の計画及び実施に関して障害当事者を加えるよう努めること。

(受講者の募集と決定)

第6条 要綱第5条に定める指定事業者（以下「指定事業者」という。）は受講者の公募にあたり、広くその周知に当たらなければならない。ただし、学校等が当該学校等の生徒等を対象として研修を実施する場合は、この限りでない。

2 研修受講者の決定にあたり、公正な選考を行わなければならない。

(受講料)

第7条 受講料等の額は、従業者等研修の目的に鑑み、研修実施のための実費を勘案した低廉な額になるよう努めるものとする。

(移動介護従業者を養成する研修の対象者)

第8条 要綱第2条の知事が別に定めるものは別表3のとおりとする。

(研修課程の科目免除)

第9条 要綱別表第2の(2)全身性移動課程に相当するものとして知事が定めた研修課程は、告示第538号の第19から第21に基づく者とする。

2 要綱別表第2の(2)重度訪問介護従業者養成研修課程に相当するものとして知事が定めた研修課程は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第209号）第6号に掲げる日常生活支援従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者とする。

3 前3項により研修科目の免除を行う場合には、指定事業者は当該受講者から、その保有する資格又は実務経験等を証する書類等の提出を求めるものとする。

(事業実績報告書の提出)

第10条 要綱第12条第3号に定める研修事業に係る収支の状況を明らかにする書類は様式第17号により提出するものとする。ただし、各号の様式と同等の記載がされたものであれば各号の様式に代えることができるものとする。

(指定の取消し)

第11条 要綱第14条に定める知事の指定の取消しを行ったときは居宅介護職員初任者研修等事業者指定取消通知書(様式第18号)を交付するものとする。

(証明書の再交付申請)

第12条 指定研修課程を修了し、修了証明書の交付を受けた者(以下「履修者」という。)が、修了証明書を亡失し又は毀損し、修了証明書の再発行を希望する場合には、様式第19号により、指定事業者に申請するものとする。

(証明書の再交付)

第13条 前条の規定により履修者から修了証明書の再発行申請があったときには、指定事業者は、該当する居宅介護職員初任者研修等修了者名簿を確認し、修了した事実が確認できる場合には、修了証明(様式第20号)を交付するものとする。なお、修了証明書等の毀損により証明を交付する際には、毀損した修了証明書等を回収の上で廃棄するものとする。

2 前項により修了証明を交付する場合には、交付に要する実費以上の費用を徴収してはならない。

(関係書類の保存)

第14条 指定事業者は、その団体を解散するときは要綱第16条に規定する書類を事業を引き継ぐ者又は県に引き継がなければならない。

2 前項の規定により、当該研修事業に関する書類を引き継いだ場合は、修了証書交付証明書の交付は当該研修事業に関する書類を引き継いだ者(以下「事業引継ぎ先」という。)が行うものとする。この場合「指定事業者」は「事業引継ぎ先」と読み替えるものとする。

3 事業引継ぎ先が存在しない場合、若しくは指定事業者又は事業引継ぎ先における対応が不可能な場合において、県が管理する修了者名簿への記載が確認できる場合に限り、知事が修了証明を交付するものとする。なお、その場合の手続は要綱第10条を準用する。

(補講)

第15条 指定事業者は、従業者等研修の科目の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講として従業者等研修の修了年限以内に、他の同一指定研修課程の同一科目を受講することにより当該教科に出席したとみなすことができる。

2 前項の受講を行う場合には補講依頼書(様式第21号)により依頼する。

3 補講修了後に補講を実施した指定事業者は、補講を依頼した指定事業者に対し、補講履修証明書(様式第22号)を交付するものとする。

4 知事がやむを得ないと認めた場合に限り、当該科目担当講師へのレポート提出をもって補講とみなすことができる。この場合にあっては、指定事業者は提出を求めるレポートの課題について

あらかじめ知事の承認を得なければならない。

- 5 補講受講者に対する修了証明書は、当該補講を含めた全科目の修了後に交付しなければならない。

(筆記試験)

第16条 要綱別表第1別紙1の(1)居宅介護職員初任者研修課程のうち「11 筆記試験による修了評価」については、「介護員養成研修の取扱細則について」(平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知)により実施するものとする。

- 2 要綱別表第1別紙1の(5)重度訪問統合課程のうち「6 講義1、4及び5に係る筆記試験」については、「^{かくたん}喀痰吸引等研修実施要綱について」(平成24年3月30日社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知)により実施するものとする。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年9月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成25年7月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の際改正前の静岡県居宅介護従業者養成研修等事業者指定等取扱要領の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この改正は、平成26年12月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年10月6日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年7月1日から施行する。

別表1 講義・演習の取扱い

- 1 講義・演習の実施にあたり、下記の条件を満たすよう講師を確保すること。
- (1) 一の研修について複数の講師で担当すること。
- (2) 同一の講師が担当する科目は、原則として研修課程の3分の1を限度とすること。
- (3) 講義・演習の内容に障害当事者の意見やニーズが反映できるよう、必要に応じて障害当事者

を講義・演習の助言者として加えること。

- (4) 演習を担当する講師は、講師 1 人につき受講生がおおむね10人を超えない程度の割合で担当するか、補助者をつけること。
- (5) 病気等の理由により講師が担当できなくなる場合について、代替講師の確保、予備日の設定等の手段が講じられること。

2 講義・演習を担当する講師は、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各講義科目を担当するために適切な人材を充てるものとし、下記の条件を満たすこと。

- (1) 別紙 1 に掲げる講師の要件を満たすものとし、かつ現にそれらの職務に従事していること。
ただし、前記要件を満たす者と同等と知事が認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 一科目が複数の内容で構成される場合には、その一部について、その一部の内容の講義について適切な人材であれば、別紙 1 に掲げる当該科目に係る講師要件を満たさないものであっても講師とすることができるものであること。
- (3) 的確な講義、質疑応答を行うことができる資質を有するものであること。
- (4) 大学、短期大学等の教員については、その研究分野、担当科目等により講義を担当するものとして適任であると認められるものであること。

別紙 1

居宅介護職員初任者研修課程

	科目	講師
	細目	
講義及び演習	1 職務の理解に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②社会福祉士、③社会福祉主事、④主任介護支援専門員、⑤主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑥当該科目を担当する教員等、⑦相談支援専門員の資格を有する、又はケアマネジメント研修若しくは相談支援従事者養成研修を修了している障害当事者
	(1) 多様なサービスの理解	
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	
	2 介護における尊厳の保持・自立支援に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②社会福祉士、③社会福祉主事、④主任介護支援専門員、⑤主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑥当該科目を担当する教員等
	(1) 人権と尊厳を支える介護	
	(2) 自立に向けた介護	
	3 介護の基本に関する講義	
	(1) 介護職の役割、専門性とは職種との連携	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、③当該科目を担当する教員等
	(2) 介護職の職業倫理	
	(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師、③作業療法士、④理学療法士、⑤管理者又は施設長、⑥主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑦当該科目を担当する教員等
	(4) 介護職の安全	
	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携に関する講義	
	(1) 障害者福祉制度	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①行政職員、②介護福祉士、③社会福祉士、④社会福祉主事、⑤主任介護支援専門員、⑥当該科目を担当する教員等
	(2) 医療との連携とリハビリテーション	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①医師、②介護福祉士、③看護師又は保健師、④社会福祉士、⑤作業療法士、⑥理学療法士、⑦管理者又は施設長、⑧当該科目を担当する教員等
	(3) 介護保険制度及びその他の制度	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①行政職員、②介護福祉士、③社会福祉士、④社会福祉主事、④主任介護支援専門員、⑤当該科目を担当する教員等
	5 介護におけるコミュニケーション技術に関する講義	
	(1) 介護におけるコミュニケーション	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師、③社会福祉士、④臨床心理士、⑤精神保健福祉士、⑥当該科目を担当する教員等、⑦主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑧相談支援専門員の資格を有する、又はケアマネジメント研修若しくは相談支援従事者養成研修を修了している障害当事者
	(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	

	科目	講師
	細目	
講義及び演習	6 障害の理解に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。
	(1) 障害の基礎的理解	①医師、②介護福祉士、③看護師又は保健師、④社会福祉士、⑤臨床心理士、⑥精神保健福祉士、
	(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かわり支援等の基礎的知識	⑦当該科目を担当する教員等、⑧主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑨相談支援専門員の資格を有する、又はケアマネジメント研修若しくは相談支援従事者養成研修を修了している障害当事者
	(3) 家族の心理、かわり支援の理解	
	7 認知症・行動障害の理解に関する講義	
	認知症の理解	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。
	(1) 認知症を取り巻く状況	①医師、②介護福祉士、③看護師又は保健師、④社会福祉士、⑤主任介護支援専門員、⑥当該科目を担当する教員等
	(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	
	(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	
	(4) 家族への支援	
	行動障害の理解に関する講義	
	(5) 行動障害とは	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。
	(6) 自閉症の理解・自閉症の障害特性	①知的・精神障害を担当する医師、②知的・精神障害に関する業務経験を有する看護婦又は保健師、
	(7) 行動障害が起きる背景の理解	③心理判定員、④臨床心理士、⑤知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者、
	(8) 行動障害を起こさないようにするための支援	⑥当該科目を担当する教員等
	8 老化の理解に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。
	(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	①医師、②介護福祉士、③看護師又は保健師、④当該科目を担当する教員等、⑤主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員
	(2) 高齢者と健康	
	9 こころとからだのしくみと生活支援技術に関する演習	
	(1) 基本知識の学習	
	ア 介護の基本的な考え方	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②社会福祉士、③社会福祉主事、④主任介護支援専門員、⑤主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑥当該科目を担当する教員等、⑦管理者又は施設長、⑧相談支援専門員の資格を有する、又はケアマネジメント研修若しくは相談支援従事者養成研修を修了している障害当事者
	イ 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。
	ウ 介護に関するからだのしくみ	①医師、②看護師又は保健師、③当該科目を担当する教員等
	(2) 生活支援技術の講義・演習	

	科目	講師
	細目	
	エ 生活と家事	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②栄養士、③主任介護支援専門員、④主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑤当該科目を担当する教員等
	オ 快適な居住環境整備と介護	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師、③建築士、④福祉住環境コーディネーター、⑤福祉用具専門相談員、⑥管理者又は施設長、⑦当該科目を担当する教員等、⑧相談支援専門員の資格を有する、又はケアマネジメント研修若しくは相談支援従事者養成研修を修了している障害当事者
	カ 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師、③管理者又は施設長、④当該科目を担当する教員等、⑤主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑥相談支援専門員の資格を有する、又はケアマネジメント研修若しくは相談支援従事者養成研修を修了している障害当事者
	キ 移動・移譲に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	
	ク 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	
	ケ 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	
	コ 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	
	サ 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	
	シ 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護	
	(3) 生活支援技術演習	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①医師、②介護福祉士、③看護師又は保健師、④社会福祉士、⑤臨床心理士、⑥精神保健福祉士、⑦当該科目を担当する教員等
	ス 介護過程の基礎的理解	
	セ 総合生活支援技術演習	
	10 振り返り	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②当該科目を担当する教員等
	(1) 振り返り	
	(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	

障害者居宅介護従業者基礎研修課程

	科目	講師
	細目	
講義	1 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師 ③社会福祉士 ④主任介護支援専門員 ⑤主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員 ⑥当該科目を担当する教員等 ⑦臨床心理の専門家、⑧相談支援専門員の資格を有する、又はケアマネジメント研修若しくは相談支援従事者養成研修を修了している障害当事者
	2 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①行政職員、②社会福祉士、③社会福祉主事、④主任介護支援専門員、⑤当該科目を担当する教員等
	(1) 障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度	
	(2) 老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度	
	3 居宅介護に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②行政職員、③主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、④当該科目を担当する教員等
	4 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①医師、②介護福祉士、③看護師又は保健師、④社会福祉士、⑤主任介護支援専門員、⑥主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑦当該科目を担当する教員等、⑧臨床心理の専門家
	5 基礎的な介護技術に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師、③主任介護支援専門員、④主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑤当該科目を担当する教員等
	6 家事援助の方法に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①栄養士、②介護福祉士、③主任介護支援専門員、④主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑤当該科目を担当する教員等
	7 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	
	(1) 医学の基礎知識	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①医師、②看護師又は保健師、③当該科目を担当する教員等
	(2) 心理面への援助方法	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①医師、②介護福祉士、③看護師又は保健師、④社会福祉士、⑤当該科目を担当する教員等、⑥臨床心理の専門家

	科目	講師
	細目	
演習	8 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師、③主任介護支援専門員、④主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑤当該科目を担当する教員等
	9 基礎的な介護技術に関する演習	
	10 事例の検討等に関する演習	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、②当該科目を担当する教員等

重度訪問基礎課程

	科 目	講師
講義	1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師、③社会福祉士、④主任介護支援専門員、⑤主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑥当該科目を担当する教員等、⑦相談支援専門員の資格を有する、又はケアマネジメント研修若しくは相談支援従事者養成研修を修了している障害当事者
	2 基礎的な介護技術に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師、③主任介護支援専門員、④主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑤理学療法士、⑥作業療法士、⑦当該科目を担当する教員等、⑧相談支援専門員の資格を有する、又はケアマネジメント研修若しくは相談支援従事者養成研修を修了している障害当事者

重度訪問追加課程

	科 目	講師
講義	1 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①医師、②看護師又は保健師、③理学療法士、④作業療法士、⑤当該科目を担当する教員等
	2 コミュニケーションの技術に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師、③主任介護支援専門員、④主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑤当該科目を担当する教員等、⑥相談支援専門員の資格を有する、又はケアマネジメント研修若しくは相談支援従事者養成研修を修了している障害当事者
	3 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師、③主任介護支援専門員、④主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑤理学療法士、⑥作業療法士、⑦救急救命士、⑧相談支援専門員の資格を有する、又はケアマネジメント研修若しくは相談支援従事者養成研修を修了している障害当事者

重度訪問統合課程

	科 目	講師
講義	1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師、③社会福祉士、④主任介護支援専門員、⑤主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑥当該科目を担当する教員等、⑦相談支援専門員の資格を有する、又はケアマネジメント研修若しくは相談支援従事者養成研修を修了している障害当事者
	2 基礎的な介護技術に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師、③主任介護支援専門員、④主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑤理学療法士、⑥作業療法士、⑦当該科目を担当する教員等、⑧相談支援専門員の資格を有する、又はケアマネジメント研修若しくは相談支援従事者養成研修を修了している障害当事者
	3 コミュニケーションの技術に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師、③主任介護支援専門員、④主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑤当該科目を担当する教員等、⑥相談支援専門員の資格を有する、又はケアマネジメント研修若しくは相談支援従事者養成研修を修了している障害当事者
	4 かくたん 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	次に掲げるいずれかに該当する者のうち「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について」（平成23年9月14日付障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める指導者養成事業を修了した者又は、これに相当する知識及び技能を有すると認められる者であること。 ①医師、②保健師、③助産師、④看護師
	5 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	
	6 講義1、4及び5に係る筆記試験	
演習	7 かくたん 喀痰吸引等に関する演習	次に掲げるいずれかに該当する者のうち「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について」（平成23年9月14日付障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める指導者養成事業を修了した者又は、これに相当する知識及び技能を有すると認められる者であること。 ①医師、②保健師、③助産師、④看護師

重度訪問行動障害支援課程

	科 目	講師
講義	1 強度行動障害がある者の基本的理解	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①行政職員、②社会福祉士、③社会福祉主事、④主任介護支援専門員、⑤当該科目を担当する教員等、⑥知的・精神障害を担当する医師、⑦知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑧心理判定員、⑨臨床心理士、⑩知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
演習	3 基本的な情報収集と記録等の共有	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	4 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	5 行動障害の背景にある特性の理解	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者

強度行動障害基礎課程

	科 目	講師
講義	1 強度行動障害がある者の基本的理解	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①行政職員、②社会福祉士、③社会福祉主事、④主任介護支援専門員、⑤当該科目を担当する教員等、⑥知的・精神障害を担当する医師、⑦知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑧心理判定員、⑨臨床心理士、⑩知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
演習	3 基本的な情報収集と記録等の共有	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	4 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	5 行動障害の背景にある特性の理解	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者

強度行動障害実践課程

	科 目	講師
講義	1 強度行動障害のある者へのチーム支援	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	2 強度行動障害と生活の組み立て	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
演習	3 障害特性の理解とアセスメント	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	4 環境調整による強度行動障害の支援	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	5 記録に基づく支援の評価	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	6 危機対応と虐待防止	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者

同行援護一般課程

	科目		内容	講師要件
	細目			
講義	1	外出保障	視覚障害者（児）の外出について考えるとともに、生活を支える視点や視覚障害者（児）の外出保障を担うことを理解することを目的として、下記の講義を行うこと。 ①外出保障とは、②外出保障の歴史、③外出保障の現状	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙２の要件を満たすものであること。 ①行政職員、②社会福祉士、③社会福祉主事、④当該科目を担当する教員等、⑤視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
	2	視覚障害の理解と疾病 ①	視覚障害者（児）の様々な見え方、見えにくさによる不便さ及び業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解することを目的として、下記の講義を行うこと。 ①視覚障害の理解（視覚障害による不便さ、必要な情報）	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙２の要件を満たすものであること。 ①医師、②看護師又は保健師、③視能訓練士、④当該科目を担当する教員等、⑤歩行訓練士、⑥視覚障害生活訓練等指導者、⑦視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
	3	視覚障害の理解と疾病 ②	視覚障害者（児）の様々な見え方、見えにくさによる不便さ及び業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解することを目的として、下記の講義を行うこと。 ①視覚障害と疾病の理解（様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント）	
	4	視覚障害者（児）の心理		
		(1) 白杖使用者の心理	視覚障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について理解することを目的として、下記の講義を行うこと。 ①全盲の心理、②ロービジョンの心理、③視機能低下の心理、④障害発生時期の心理、⑤外出時の心理	・障害当事者（白杖使用者）
		(2) 弱視者等の心理		・障害当事者（弱視者、中途視覚障害者）
		(3) 補助犬使用者の心理		・障害当事者（補助犬使用者）
5	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	障害者（児）福祉の制度とサービスの変遷を踏まえ、関係法や制度を理解するとともに、同行援護従事者が外出時に活用可能な制度及び視覚障害者（児）が利用する関係施設を理解することを目的として、下記の講義を行うこと。 ①障害者福祉の動向、②障害者福祉に関する法律、③障害者総合支援法、④視覚障害に関する施設等、⑤障害者を対象としたその他の制度	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙２の要件を満たすものであること。 ①行政職員、②社会福祉士、③社会福祉主事、④当該科目を担当する教員等、⑤視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者	

	科目	内容	講師要件
	細目		
講義	6 同行援護の制度	同行援護の成り立ちや制度の仕組み、同行援護以外の外出制度等について理解することを目的として、下記の講義を行うこと。 ①同行援護以前の外出支援制度の歴史、②同行援護制度の概要、③他の外出支援制度との関係、④同行援護制度の課題	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①行政職員、②社会福祉士、③社会福祉主事、④当該科目を担当する教員等、⑤視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
	7 同行援護従事者の実際と職業倫理	従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容と職業倫理を理解するとともに、利用者の様々な状態に合わせた支援方法や外出に必要な知識を理解することを目的として、下記の講義を行うこと。 ①同行援護従事者の業務内容、②同行援護従事者の職業倫理、③同行援護の実際(様々な利用者への対応等)	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①当該科目を担当する教員等、②歩行訓練士、③視覚障害生活訓練等指導者、④視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
講義・演習	8 情報提供	情報提供の方法や内容を理解し、実際の場面別の情報提供方法を習得することを目的として、下記の講義及び演習を行うこと。 ①情報提供とは、②情報提供の内容、③場面別情報提供の実際、④情報提供時の配慮、⑤演習(3題程度)	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①歩行訓練士、②視覚障害生活訓練等指導者、③当該科目を担当する教員等、④障害者支援施設において視覚障害者の直接処遇に従事している者、⑤視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
	9 代筆・代読①	代筆・代読の内容を理解し、実際の場面別の代筆・代読の方法を習得することを目的として、下記の講義及び演習を行うこと。 ①代筆(業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点、代筆できないもの)、②代読(業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点)、③演習(代筆1題、代読1題)	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①歩行訓練士、②視覚障害生活訓練等指導者、③当該科目を担当する教員等、④障害者支援施設において視覚障害者の直接処遇に従事している者、⑤視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
	10 代筆・代読②	代筆・代読の内容を理解し、実際の場面別の代筆・代読の方法を習得することを目的として、下記の講義及び演習を行うこと。 ①代筆・代読の具体的な方法	

同行援護応用課程

	科目	内容	講師要件
講義	1 サービス提供責任者の業務	事業所やサービス提供責任者の役割を学び、利用者のニーズに基づいた質の高い派遣がサービス提供責任者の下で行えるようにすることを目的として、下記の講義を行うこと。 ①事業所の体制、②事業所の役割、③サービス提供責任者の役割、④サービス提供責任者の業務	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①当該科目を担当する教員等、②視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者、③同行援護事業所管理者、④同行援護サービス管理責任者
	2 様々な利用者への対応	利用者の多様化について理解し、重複障害等の特性を踏まえた外出に必要な知識を学ぶことを目的として、下記の講義を行うこと。 ①高齢化、障害の重度化、重複化の現状、②高齢の視覚障害者、重複障害者への支援の留意点	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①医師、②看護師又は保健師、③視能訓練士、④当該科目を担当する教員等、⑤歩行訓練士、⑥視覚障害者生活指導員、⑦視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
	3 個別支援計画と他機関との連携	サービス等利用計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する個別支援計画や関係機関との連携等について理解することを目的として、下記の講義を行うこと。 ①個別支援計画の策定、②関係機関との連携	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①当該科目を担当する教員等、②視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者、③同行援護事業所管理者、④同行援護サービス管理責任者

	科目	内容	講師要件
講義	4 業務上のリスクマネジメント	事業所としてのリスクマネジメントを図るため、同行援護従業員の派遣にあたり発生の可能性のある事故や発生時の管理体制等について理解することを目的として、下記の講義を行うこと。 ①事業所のリスクマネジメント、②同行援護従業員のリスクマネジメント、③事故発生時の管理体制	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①当該科目を担当する教員等、②視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者、③同行援護事業所管理者、④同行援護サービス管理責任者、⑤歩行訓練士、⑥視覚障害生活訓練等指導者
	5 従業者研修の実施	事業所内の同行援護従業員に対する研修の目的や内容等について理解することを目的として、以下の講義を実施する。 ①従業者研修の目的、②従業者研修の内容、③従業者の質の向上のための工夫	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①歩行訓練士、②視覚障害生活訓練等指導者、③当該科目を担当する教員等、④障害者支援施設において視覚障害者の直接処遇に従事している者、⑤視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者、⑥同行援護事業所管理者、⑦同行援護サービス管理責任者
	6 同行援護の実務上の留意点	同行援護制度の実務上の留意点や他の福祉制度との関係について学ぶことを目的として、以下の講義を実施する。 ①同行援護の制度上の留意点、②同行援護の実務上の留意点、③介護保険制度との関係	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①歩行訓練士、②視覚障害生活訓練等指導者、③視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者

行動援護課程

	科 目	講師
講義	1 強度行動障害がある者の基本的理解	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①行政職員、②社会福祉士、③社会福祉主事、④主任介護支援専門員、⑤当該科目を担当する教員等、⑥知的・精神障害を担当する医師、⑦知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑧心理判定員、⑨臨床心理士、⑩知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	3 強度行動障害のある者へのチーム支援	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	4 強度行動障害と生活の組み立て	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
演習	5 基本的な情報収集と記録等の共有	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	6 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	7 行動障害の背景にある特性の理解	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	8 障害特性の理解とアセスメント	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。

		①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	9 環境調整による強度行動障害の支援	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	10 記録に基づく支援の評価	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者
	11 危機対応と虐待防止	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①社会福祉士、②社会福祉主事、③主任介護支援専門員、④当該科目を担当する教員等、⑤知的・精神障害を担当する医師、⑥知的・精神障害に関する業務経験を有する看護師又は保健師、⑦心理判定員、⑧臨床心理士、⑨知的・精神障害に関する業務経験を有する主任居宅介護従業者

管理責任者課程

	科 目	講師
講義	1 サービス管理責任者の役割に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①行政職員、②社会福祉士、③社会福祉主事、④主任介護支援専門員、⑤当該科目を担当する教員等、⑥サービス管理責任者研修（指導者研修）の当該科目を修了したもの
	2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②主任介護支援専門員、③主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、④当該科目を担当する教員等、⑤サービス管理責任者研修（指導者研修）の当該科目を修了したもの
演習	3 サービス提供プロセスの管理に関する演習	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②主任介護支援専門員、③主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、④当該科目を担当する教員等、⑤サービス管理責任者研修（指導者研修）の当該科目を修了したもの

重度脳性まひ者等全身性障害者用課程実施内容

	科目	内容	講師要件
講義	1 ガイドヘルパーの制度と業務	ガイドヘルパーの制度と業務を理解する。 ①ガイドヘルパー制度 ②ガイドヘルパーの業務	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①行政職員、②社会福祉士、③社会福祉主事、④当該科目を担当する教員等
	2 重度脳性まひ者等全身性障害者を介助する上での基礎知識		
	(1) 重度肢体不自由者(児)における障害の理解	業務において直面する頻度の高い障害、疾病を医学的・実践的視点で理解するとともに、介助に必要な状態を把握する。 ①肢体不自由者(児)の原因疾患(脳性まひ、脳血管障害、頸髄損傷など)及び症状の理解 ②肢体不自由者(児)の社会参加 ③移動介助の際の留意点	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①医師、②看護師又は保健師、③生活指導員、④当該科目を担当する教員等
	(2) 介助に係わる車いす及び装具等の理解	移動介助に必要な車いすや装具等について知識を深め、それらの機能を把握する。 ①車いすの構造と機能 ②電動車いすの構造と機能 ③重度肢体不自由者用車いすの構造と機能	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①医師、②理学療法士、③作業療法士、④義肢装具士
	3 移動介助に当たっての一般的注意		
	(1) 姿勢保持について	良好な姿勢保持の必要性を理解するとともに、その方法を習得する。 ①良好な姿勢の必要性 ②良好な姿勢保持の方法 ③姿勢保持の留意点	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①医師、②理学療法士、③作業療法士
	(2) コミュニケーションについて	言語障害についての理解を深め、言語障害のある人への接し方を習得する。 ①言語障害の種類と特徴 ②言語障害のある人への接し方	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①医師、②言語療法士

	科目	内容	講師要件
講義	(3) 事故防止に関する心がけと対策	事故防止のための方法や事故が起きた時の対応方法を習得する。 ①事故防止のための移動の留意点 ②事故時の対応 ③安全な食事介助 ④介助者自身のからだの保護	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①看護師・保健師、②救急救命士
	4 障害者(児)の心理とニーズ	障害者(児)の心理とニーズに対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握することを目的として、下記の講義を行うこと。 ①先天性障害と途中障害の特性 ②それぞれの障害当事者のニーズ ③障害者の心理と人間関係	障害当事者

別紙 2
講師の要件

講師	要件	
	実務経験等	その他
医師		
栄養士	資格取得後 3 年以上の直接援助	高齢者又は障害者施設で従事していることが望ましい。
社会福祉士	資格取得後 3 年以上の直接援助	
介護福祉士	資格取得後 3 年以上の直接援助	
主任介護支援専門員		
主任居宅介護従業者及び 主任訪問介護員	3 年以上の直接援助	・平成 25 年静岡県告示第 648 号による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）第 3 条第 1 項に掲げる居宅介護従業者養成研修 1 級課程、平成 25 年厚生労働省告示第 71 号による改正前の介護保険法施行規則（以下「旧介護保険法施行規則」という。）に掲げる訪問介護員養成研修 1 級課程又は介護職員基礎研修課程を修了後、3 年以上の指導的業務経験を有すること。 ・旧要綱第 3 条第 1 項に定める居宅介護従業者養成研修 2 級課程又は旧介護保険法施行規則に掲げる訪問介護員養成研修 2 級課程を修了後、5 年以上の実務経験を有すること。 ・介護福祉士養成のための実務者研修を修了後、3 年以上の指導的業務経験を要すること。 ・居宅介護職員初任者研修課程又は介護職員初任者研修課程を修了後 5 年以上の実務経験があること。
社会福祉主事任用資格	資格取得後 3 年以上の直接援助	
行政職員		当該科目を担当する部署における実務経験 3 年以上の職員（同等の行政実務経験者を含む。）
福祉住環境コーディネーター	資格取得後 3 年以上の実務経験	2 級以上
福祉用具専門相談員	資格取得後 3 年以上の実務経験	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 194 条第 1 項及び第 208 条第 1 項に規定する専門相談員
臨床心理の専門家	3 年以上の直接援助	訪問介護サービスなど在宅福祉サービスと連携をとって活動している者であること。

相談支援専門員		
サービス管理責任者		
サービス提供責任者		
当該科目を担当する教員等	3年以上の教員の経験	大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等技術専門校又は福祉系高等学校において該当する科目を担当するものであること（非常勤を含む。）
その他	3年以上の実務経験	

別表2 実習の取扱い

1 実習の実施にあたり、下記の条件を満たすよう実施すること。

- (1) 実習は、原則として、講義をすべて履修した後に実施する。
- (2) 別紙1に掲げる実習施設において実習を実施すること。
- (3) 実習の実施に際して、受講者に対して実習の留意点について十分な説明を行うこと。
- (4) 実習で使用する器具は実習に適切なものを選定すること。
- (5) 研修事業者は、実習施設及び実習施設の実習指導者と連携して事前に実習計画を定めること。
- (6) 研修事業者は、受講者の出欠及び実習状況を常に把握し、受講者の安全な実習に留意すること。
- (7) 実習日誌等を作成させることにより、必要な実習が確実に行われていることを確認する。
- (8) 複数の実習施設において実習を実施する場合にあつては、受講者が、均一で質の高い実習を受講できるよう、研修事業者は実習先の確保に努める。また、期間途中で実習先を入れ替えるなど、広範な実習が行えるよう考慮する。

2 実習指導者は、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各実習において受講者を指導するために適切な人材を充てるものとし、下記の条件を満たすこと。

- (1) 別紙1に掲げる実習指導者の要件を満たすものとする。ただし、前記要件を満たす者と同等と知事が認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 各実習が複数の内容で構成される場合には、その一部について、その一部の内容の実習について適切な人材であれば、別紙1に掲げる当該科目に係る実習指導者の要件を満たさないものであっても実習指導者とすることができるものであること。
- (3) 的確な実習指導、質疑応答を行うことができる資質を有するものであること。
- (4) 障害当事者の意見やニーズが反映できるよう、必要に応じ、障害当事者を助言者として加えること。

別紙 1

障害者居宅介護従業者基礎研修課程

	科目	実習指導者	実習施設
	細目		
実習	11 生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学		
	ホームヘルプサービス同行見学	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②主任居宅介護従業者、③主任訪問介護員、④旧介護保険法施行規則に掲げる訪問介護員養成研修もしくは旧要綱第3条に掲げる居宅介護従業者養成研修2級課程以上の課程を修了した者であって、指定訪問介護事業所又は障害者総合支援法の規定による居宅介護サービスを行う指定事業者の主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員としての実務経験が1年以上ある者であること、⑤介護職員初任者研修課程もしくは居宅介護職員初任者研修課程以上の課程を修了した者であって、指定訪問介護事業所又は障害者総合支援法の規定による居宅介護サービスを行う指定事業者の主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員としての実務経験が1年以上ある者であること	
	居宅サービス提供現場見学	当該施設の職員のうち別紙2の要件を満たすものであること。	次に掲げるいずれかに該当する施設であること。 障害者総合支援法の規定による①生活介護事業所、児童福祉法の規定による①児童発達支援事業所、②医療型児童発達支援事業所、介護保険法の規定による①通所介護サービス

重度訪問基礎課程

	科 目	講師
実習	3 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師、③主任介護支援専門員、④主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑤理学療法士、⑥作業療法士、⑦全身性障害者、⑧当該科目を担当する教員等
	4 外出時の介護技術に関する実習	

重度訪問追加課程

	科 目	講師
実習	4 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師、③主任介護支援専門員、④主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑤理学療法士、⑥作業療法士、⑦全身性障害者、⑧当該科目を担当する教員等

重度訪問統合課程

	科 目	講師
実習	8 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①介護福祉士、②看護師又は保健師、③主任介護支援専門員、④主任居宅介護従業者又は主任訪問介護員、⑤理学療法士、⑥作業療法士、⑦全身性障害者、⑧当該科目を担当する教員等
	9 外出時の介護技術に関する実習	
	10 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	

同行援護一般課程

	科目	実習指導者	実習内容	実習場所等
	11 誘導の基本技術①	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①歩行訓練士、②視覚者生活指導員、③視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者	誘導に必要な情報提供と基本技術を習得するため、下記の実習項目を実施すること。 ①椅子への誘導・階段(スロープ、溝などをまたぐ、段差)	・アイマスク、白杖、椅子など必要な器具を利用すること。 ・階段、スロープ、及び段差が利用できる並びに溝などをまたぐことができる環境において実施すること。

実習	12 誘導の基本技術②	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①歩行訓練士、②視覚者生活指導員、③視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者	誘導に必要な情報提供と基本技術を習得するため、下記の実習項目を実施すること。 ①基本姿勢・歩く(誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換)、②狭いところの通過、ドアの通過	・アイマスク、白杖、椅子など必要な器具を利用すること。 ・ドア及び狭隘な通路等を利用できる環境において実施すること。
	13 誘導の応用技術(場面別・街歩き)①		様々な場面での具体的な誘導方法及び実際の街歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得するため、下記の実習項目を実施すること。 ①共通(トイレ、食事)、②街歩き(歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段)	・アイマスク、白杖、椅子など必要な器具を利用すること。 ・歩車道の区別のない道路や踏切、グレーチング等通常の街歩きにおいて遭遇する可能性の高い場面及びトイレ等が利用できる環境において実施すること。
	14 誘導の応用技術(場面別・街歩き)②		様々な場面での具体的な誘導方法を習得するとともに、実際の街歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得するため、下記の実習項目を実施すること。 ①場面別(病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭)	・アイマスク、白杖、椅子など必要な器具を利用すること。 ・病院、薬局、スーパー、行政施設等通常の生活において利用する可能性の高い施設等又は当該施設を想定した場面を設定した上で適切な模擬実習できる環境において実施すること。
	15 交通機関の利用		交通機関の乗降練習等を通して、移動支援技術を習得するとともに、乗車中の留意点を理解するため、下記の実習項目を実施すること。 ①電車の乗降、②バスの乗降、③車の乗降、④船・飛行機の乗降	・アイマスク、白杖、椅子など必要な器具を利用すること。 ・公共交通機関及び自動車等の移動手段が利用できる環境において実施すること。

重度脳性まひ者等全身性障害者用課程実施内容

	科目	実習指導者	実習内容	実習場所等
実習	5 移動介助の方法			
	(1) 抱きかかえ方及び移乗の方法	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①看護師・保健師、②理学療法士、③作業療法士	車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法を習得するため、下記の実習項目を実施すること。その際には車いす、ベッドなどの器具を利用し実施すること。 ①床と車いす間の移乗 ②ベッドと車いす間の移乗 ③2人の介助者で行う場合	・車いす、ベッドなどの器具を利用すること。 ・平地、エレベーター、エスカレーター、自動車、鉄道駅、電車、バスなどの環境において実施すること。
	(2) 車いすの移動介助	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①看護師・保健師、②理学療法士、③作業療法士	車いすでの移動を介助する場合の車いすの取り扱い方や平地、階段での移動方法などを習得するため、下記の実習項目を実施すること。 ①車いすの取り扱い方、②車いす移動介助における注意（雨の日）、③平地での移動、④階段における移動、⑤エレベーター、エスカレーターの利用、⑥乗り物を利用する場合の注意、⑦歩行移動介助方法の留意点	・車いす、ベッドなどの器具を利用すること。 ・平地、エレベーター、エスカレーター、自動車、鉄道駅、電車、バスなどの環境において実施すること。
	6 生活行為の介助	次に掲げるいずれかに該当する者のうち別紙2の要件を満たすものであること。 ①看護師・保健師、②理学療法士、③作業療法士	外出時に排泄、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介助方法を習得するため、下記の実習項目を実施すること。 ①食事の介助方法、②衣服着脱の介助方法、③排泄の介助方法	・車いす、収尿器、食物、スプーン、衣服などの器具を利用すること。

別紙 2

実習指導者の要件

講師	要件	
	実務経験等	その他
介護福祉士	資格取得後 3 年以上の直接援助	
主任介護支援専門員		
主任居宅介護従業者及び 主任訪問介護員	3 年以上の直接援助	・旧要綱第 3 条第 1 項に掲げる居宅介護従業者養成研修 1 級課程、旧介護保険法施行規則に掲げる訪問介護員養成研修 1 級課程又は介護職員基礎研修課程を修了後、3 年以上の指導的業務経験を有すること。 ・旧要綱第 3 条第 1 項に定める居宅介護従業者養成研修 2 級課程又は旧介護保険法施行規則に掲げる訪問介護員養成研修 2 級課程を修了後、5 年以上の実務経験を有すること。 ・介護福祉士養成のための実務者研修を修了後、3 年以上の指導的業務経験を要すること。 ・居宅介護職員初任者研修課程又は介護職員初任者研修課程を修了後 5 年以上の実務経験があること。
当該科目を担当する教員等	3 年以上の教員の経験	大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等技術専門校又は福祉系高等学校において該当する科目を担当するものであること（非常勤を含む。）
その他	3 年以上の実務経験	

別表 3（第 8 条関係）

保有資格又は修了課程等
1 看護師 2 介護福祉士 3 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）附則第 2 条第 2 項の規定により行うことができることとされた同法第 3 条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 5 号の指定を受けた学校又は養成施設において 6 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者 4 居宅介護職員初任者研修課程 5 平成 15 年 3 月 31 日において現に居宅介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市にあっては、市長。以下同じ。)が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該 研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者。 6 平成 15 年 3 月 31 日において現に居宅介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、平成 15 年 4 月 1 日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者。 7 平成 15 年 3 月 31 日において現に身体障害者居宅介護等事業(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成 12 年法律第 111 号。以下『改正法』という。)第 5 条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 条の 2 第 2 項に規定する身体障害者居宅介護等 事業をいう。)知的障害者居宅介護等事業(改正法第 7 条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 4 条第 2 項に規定する知的障害 者居宅介護等事業をいう。)又は児童居宅介護等事業(改正法第 10 条の規定による改正前の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童居宅介護等事業をいう。)に従事した経験を有する者であって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの。 8 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程。 9 その他前各号と同等と知事が認める者

従業者等研修の課程のカリキュラム

研修の種別 （ ） 課程

区分	科目	時間数	内容	備考
講義				
演習				
実習				
合計				

※ 要綱に定めるカリキュラムにより実施する場合には、その旨を記載することにより、カリキュラムの記載を省略することができる。

従業者等研修日程表（

課程）

日時		会場	科 目		時間 数	講師 (所属)
日時	時間					
Ⅰ 講義						
Ⅱ 演習						
Ⅲ 実習						
合計						

注) 1 「時間」欄には、休憩時間等を含めないこと。

2 「講師氏名（所属）」欄には、実習については、実習指導者の氏名（所属）を記載すること。

講義及び演習を行う講師の一覧

担当科目名	講師氏名	講 師 履 歴	専任 兼任の別
		現職名：	
		該当する講師の要件：	
		現職名：	
		該当する講師の要件：	
		現職名：	
		該当する講師の要件：	
		現職名：	
		該当する講師の要件：	
		現職名：	
		該当する講師の要件：	

- 注 1 専任・兼任の区分は、申請者の機関の専任講師である場合のみ専任とすること。
- 2 講師要件に必要な資格については、証明書類の写しを添付すること。
- 3 講義及び演習を行う講師について要領様式第3号その2「講師・実習指導者履歴」を添付すること。

講師（実習指導者）履歴

年 年 現在

担当科目		
ふりがな 氏 名	(男・女) (満 歳)	
所 属 業務内容		
担当科目に 関係する 資格・免許	種類・名称	取得年月日
担当科目に 関係する 経 歴	期間	勤務先（業務内容）
	～	
	～	
	～	
	～	
	～	
	～	
そ の 他 特記事項		

上記について相違ありません。

年 月 日 （講師自署又は署名捺印）

講師就任承諾書

研修の種別

課程

科目名

講義日時

上記（講習・演習）の担当講師となることを承諾します。

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

実習を行う指導者の一覧

指導者氏名	指導者履歴	専任 兼任の別
	現職名：	
	該当する指導者の要件：	
	現職名：	
	該当する指導者の要件：	
	現職名：	
	該当する指導者の要件：	
	現職名：	
	該当する指導者の要件：	
	現職名：	
	該当する指導者の要件：	

- 注 1 専任・兼任の区分は、申請者の機関の専任指導者である場合のみ専任とすること。
- 2 指導者要件に必要となる資格については、証明書類の写しを添付すること。
- 3 実習指導者について要領様式第 3 号その 2「講師・実習指導者履歴」を添付すること。

講義及び演習を行う施設の利用計画書

研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
研修の種別	() 課程	受講予定者数	人

1	施設名	(会場名 :) (設置者名 :)
	利用日	年 月 日 () : ~ : 年 月 日 () : ~ : 年 月 日 () : ~ :
	科目名	
2	施設名	(会場名 :) (設置者名 :)
	利用日	年 月 日 () : ~ : 年 月 日 () : ~ : 年 月 日 () : ~ :
	科目名	
3	施設名	(会場名 :) (設置者名 :)
	利用日	年 月 日 () : ~ : 年 月 日 () : ~ : 年 月 日 () : ~ :
	科目名	

実習を行う施設の利用計画書

研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
研修の種別	() 課程	受講予定者数	人

1	施設名	(施設の種類：) (実習指導者の職・氏名：)			
	実施科目名				
	実施日 及び人数	年 月 日 ()	(人数	人)	
2	施設名	(施設の種類：) (実習指導者の職・氏名：)			
	実施科目名				
	実施日 及び人数	年 月 日 ()	(人数	人)	
3	施設名	(施設の種類：) (実習指導者の職・氏名：)			
	実施科目名				
	実施日 及び人数	年 月 日 ()	(人数	人)	
4	施設名	(施設の種類：) (実習指導者の職・氏名：)			
	実施科目名				
	実施日 及び人数	年 月 日 ()	(人数	人)	

年 月 日

（指定事業者） 様

住 所
施 設 名
設置法人名等

代表者氏名 印

実習を行う施設の利用承諾書

このことについて、下記のとおり従業者等研修（ 課程）の実習施設として実習生を受け入れ、実習指導することを承諾します。

記

- 1 科目名
- 2 実習日程等

実 習 日	実 習 時 間	受入人数
年 月 日 ()	: ~ : : ~ : (計 時間)	人
年 月 日 ()	: ~ : : ~ : (計 時間)	人
年 月 日 ()	: ~ : : ~ : (計 時間)	人

資産状況、財産目録

年 月 日現在

科 目	金	額	

貸借対照表

年 月 日現在

科 目	金	額	

申請年度の収支予算見込書

1 収入の部

区分	予算額	積算の基礎
計		

2 支出の部

区分	予算額	積算の基礎
計		

次年度の収支予算見込書

1 収入の部

区分	予算額	積算の基礎
計		

2 支出の部

区分	予算額	積算の基礎
計		

研修事業に係る収支予算見込書

1 収入の部

区分	予算額	積算の基礎
計		

2 支出の部

区分	予算額	積算の基礎
計		

添削指導の日程表

研修の種別 （ ） 課程

提出回	科目（細目）	科目（細目）ごとの提出期限
第 回		平成 年 月 日
第 回		平成 年 月 日
第 回		平成 年 月 日
第 回		平成 年 月 日
第 回		平成 年 月 日
第 回		平成 年 月 日

居宅介護職員初任者研修等事業者指定書

第 号
年 月 日
様

静岡県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により申請のあったこのことについて、静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱第 5 条の規定に基づき、指定居宅介護職員初任者研修等事業者として指定します。

記

指定番号	障居指 第 号
指定年月日	年 月 日

居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により申請のあったこのことについて、静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱第 5 条に規定する指定居宅介護職員初任者研修等事業者として指定できないので通知します。

記

指定できない理由

事業計画変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により申請のあったこのことについて、静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱第 8 条の規定に基づき、承認します。

記

1 変更事項

2 変更の内容

変更前	変更後

3 変更の時期

4 変更理由

事業計画変更不承認通知書

第 号
年 月 日
様

静岡県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により申請のあったこのことについて、静岡県居宅
介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱第 8 条の規定により事業計画の変更を承認できないので
通知します。

記

承認できない理由

研修事業に係る収支予算決算書

1 収入の部

区分	予算額	積算の基礎
計		

2 支出の部

区分	予算額	積算の基礎
計		

居宅介護職員初任者研修等事業者指定取消通知書

第 号
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号で指定した指定居宅介護職員初任者研修等事業者の
指定については、下記によりこれを取り消すこととしたので通知します。

記

- 1 取消年月日 年 月 日
- 2 取消しの理由

修了証書交付証明書交付申請書

平成 年 月 日

(指定事業者)

代表者 様

住 所

氏 名



生年月日

下記の理由により、() 課程の修了証書を（亡失・毀損）したので、修了証書交付証明書の交付を申請します。

記

再交付の理由

修了時氏 名

住 所

※ 研修修了時と氏名や住所が変更している場合、そのことがわかる住民票の写し、戸籍謄本等の公的書類を添付すること。

※ 修了証書の毀損により証明を希望する際には、毀損した修了証書を添付すること。

第 号

修了証書交付証明書

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、下記研修を修了し、修了証書を交付した者であることを証明します

修了研修課程

課程

研修修了日

年 月 日

修了証書番号

第 号

平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 印

(居宅介護職員初任者研修等事業者名)

修了証書交付証明書 (携帯用)

第 号

氏 名 ○ ○ ○ ○
生年月日 年 月 日

上記の者は、下記研修を修了し、修了証書を交付した者であることを証明します

修了研修課程 課程
研修修了日 年 月 日
修了証書番号 第 号

年 月 日

静岡県知事 氏 名 印

(居宅介護職員初任者研修等事業者名)

補講依頼書

平成 年 月 日

（依頼先指定事業者）

代表者 様

（依頼元指定事業者）

代表者 印

貴団体の実施する従業者等研修（ ）課程について、下記の者の補講を依頼いたします。

記

補講受講者

補講受講科目

補講履修証明書

平成 年 月 日

（依頼元指定事業者）

代表者 様

（依頼先指定事業者）

代表者 印

下記のとおり補講の履修を証明します。

記

補講履修者

補講履修科目

補講履修日

履修の状況